

臨時報告書

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年10月16日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 関係会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額の計上(個別)

①当該事象の発生年月日

2018年10月16日

②当該事象の内容

当社の連結子会社1社に対する貸付金について、貸倒引当金繰入額を特別損失に計上する見込みです。

③当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期第2四半期の個別決算において、約200億円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上する見込みです。なお、当該貸倒引当金繰入額は連結決算において消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

(2) 投資有価証券売却益の発生(連結・個別)

①当該事象の発生年月日

2018年9月30日

②当該事象の内容

当社は、中期経営計画でも掲げられた政策保有株式削減の方針に沿って、当社の保有する投資有価証券の一部を売却したため、投資有価証券売却益を特別利益に計上する見込みです。

③当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期第2四半期の連結及び個別決算において、総額約125億円の投資有価証券売却益を特別利益に計上する見込みです。

以 上